

第2次札幌市環境基本計画（2018-2030）

<資料編>

目次

1. 第1次札幌市環境基本計画の目標達成状況と総括	1
(1) 前計画の進捗状況	1
(2) 札幌市の環境に対する課題の整理	4
(3) 課題を踏まえた今後の対策に向けた考え方	6
(4) 新たな施策体系における基本的な取組の姿勢	7
2. 計画策定にあたっての市民等意見	10
(1) 第10次札幌市環境審議会	10
(2) 市民等ワークショップの開催	12
(3) パブリックコメント・キッズコメント	13
3. 札幌市環境基本条例	14
4. 「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール、ターゲットと5つの柱との関係	19

1. 第1次札幌市環境基本計画の目標達成状況と総括

(1) 前計画の進捗状況

前計画（「札幌市環境基本計画（1998年～2017年）」）における各施策での目標達成状況は以下のとおりです。

第1次札幌市環境基本計画の目標達成状況

施策の体系	定 量 目 標			定量目標の状況	補足		
地球環境保全のための施策	市民1人当たりの二酸化炭素排出量		2010年に1990年の水準よりも6%削減し、2017年までに1990年の水準よりも10%削減することを目標とします。	2014年 6.62 t-CO ₂ /人・年（速報値） (1990年 5.43 t-CO ₂ /人・年) 1990年比 21.9%増	2015年3月に策定した「札幌市温暖化対策推進計画」において、2030年に温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減することを中期目標として掲げ、対策に取り組むこととした。 http://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/ghgp/cfcs_trend.html		
	温室効果ガスの排出量 ^{※1}		1990年比で2030年に25%削減、2050年に80%削減することを目標とします。	2014年 1,307万t-CO ₂ （速報値） (1990年 934万t-CO ₂) 1990年比 39.9%増			
	オゾン層の保護 フロン濃度 大気中	フロン11	2017年までに大気中フロン濃度を、1997年より低下させることを目標とします。	335ppt (1997年 268.3ppt) ^{※2}	1997年から増加していますが、日本全体ではCFC-11は1993～1994年の約270pptをピークとして減少、CFC-12は増加が1995年頃から緩やかになり2005年頃をピークに減少、CFC-113はごく緩やかな増加が2001年頃までに止まり、その後減少傾向がみられています。 http://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/ghgp/cfcs_trend.html		
		フロン12		588ppt (1997年 508.3ppt) ^{※2}			
		フロン113		91ppt (1997年 126.7ppt) ^{※2}			
環境保全・創造のための都市づくり施策	エネルギーを有効に利用する 都市の実現	市民1人当たりのエネルギー使用量		2010年に1990年の水準よりも6%削減し、2017年までに1990年の水準よりも9.5%削減することを目標とします。	2010年 23.8×10 ⁶ k cal/人・年 (1990年 20.6×10 ⁶ k cal/人・年) 1990年比 15.5%増	2014年10月策定の「札幌市エネルギービジョン」では、2022年までに2010年比で熱利用エネルギー消費量を15%、電力消費量を10%それぞれ削減することを目標に新たに取り組むこととした。	
		太陽光発電設備の導入量		2010年に太陽光発電設備の導入量を9,300kWとし、2017年までに15,500kWとすることを目標とします。	2015年度累計 45,614kW	達成済み。	
		雪冷熱利用設備の貯雪量		2017年までに雪冷熱利用設備の貯雪量5,580トンとすることを目標とします。	2015年度末実績 5,455トン	概ね達成済み。	
	交通網をもつ都市の実現	道路に面する地域	二酸化窒素に係る環境基準	二酸化窒素に係る環境基準の達成を維持とともに、1時間値の1日平均値0.05ppm以下の達成を目指とします。	環境基準適合5地点(100%) /測定地点5地点	達成中。	
			騒音に係る要請限度及び環境基準	すべての測定地点で騒音を要請限度以下にして、環境基準を達成し維持することを目標とします。	要請限度適合30地点(100%) /測定地点30地点 環境基準適合戸数(265,383)戸(96.3%) /対象戸数275,522戸	概ね達成中。	
	低公害車普及台数		2010年に低公害車の普及台数を7,600台とし、2017年までに12,000台とすることを目標とします。	2015年度末 58,777台		達成済み。	

	自動車からの二酸化炭素排出量	自動車からの二酸化炭素排出量削減に向けた取組状況を的確に把握・評価するための手法等を次期計画改定までに確立します。	次世代自動車購入等補助制度により導入された自動車のCO ₂ 削減量を把握するほか、毎年度の温暖化対策推進計画の進行管理において、運輸部門からのCO ₂ 排出量について評価を行っている。	左記のとおり。
市少廢棄物実現都の環境保全・創造のための都市づくり施策	札幌市が処理する廃棄ごみ量	札幌市が処理する廃棄ごみ量を、2012年度実績に比べ、2017年度までに3.0万トン以上減量することを目標とします。	2015年 479千トン (2012年 490千トン) 2012年比 11千トン減	達成済み。
良好な水環境を保全する都市の推進	(健康項目達成率)	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。	環境基準適合 25 地点 (96.2%) / - 環境基準点 15 地点、補助地点 11 地点	達成中。
			環境基準適合 15 地点 (100%) / - 環境基準点 15 地点	達成中。
			環境基準適合 3 地点 (100%) / 測定地点 3 地点	達成中。
			環境基準適合 3 地点 (100%) / 測定地点 3 地点	達成中。
	地下水揚水量	2000年度の地下水揚水量約3,900万m ³ を基準として、2017年度までに年間揚水量を約700万m ³ 削減します。	2015年度 3,203万m ³ 2000年度比 704万m ³ 減	達成中。
	多自然川づくりの整備延長	多自然川づくりの整備延長を、2010年度に5.5kmとすることを目標とします。	2010年度末 5.4km (完了)	達成済み。 ※5.5km を目標として河川工事を実施したが、対象河川や自然環境の状況等により5.4kmでの工事完了となっています。
	多自然川づくりの整備延長(再掲)	多自然川づくりの整備延長を、2010年度に5.5kmとすることを目標とします。	2010年度末 5.4km (完了)	再掲
	みどりの量 ^{*3}	2020年度におけるみどりの量を平成21年度末(31,225ha)以上にすることを目標とします。	2014年度 32,015ha	達成済み。
	みどりづくりなどに参加した市民の割合 ^{*3}	2020年度におけるみどりづくりなどに参加した市民の割合を、50%にすることを目標とします。	2015年度 59.7%	達成済み。
	保全されているみどりの面積 ^{*3}	2020年度における保全されているみどりの面積を370ha増(21,700ha)とすることを目標とします。	2015年度末 261.1ha 増	目標に向け順調に取り組んでいます。
健康で安心して生活できる都市の推進	一般大気環境	大気環境に係る環境基準を達成し維持します。	環境基準適合 5 地点 (100%) / 測定地点 5 地点	達成中。
			環境基準適合 11 地点 (100%) / 測定地点 11 地点	達成中。
			環境基準適合 3 地点 (100%) / 測定地点 3 地点	達成中。
			環境基準適合 3 地点 (100%) / 測定地点 3 地点	達成中。

		(光化学オキシダント)	大気環境に係る環境基準を達成し維持します。	環境基準適合 0 地点 (0%) / 測定地点 10 地点 ^{*2}	上空オゾンの降下や、国外からの越境移流が主な原因と考えられます。また、基準達成率は全国的に極めて低くなっています。現在、国において気象要因を考慮した新たな指標についての検討が進められています。
	化学物質	(ベンゼン)		環境基準適合 4 地点 (100%) / 測定地点 4 地点	達成中。
		(ダイオキシン類)		環境基準適合 5 地点 (100%) / 測定地点 5 地点	達成中。
	有害大気汚染物質指針値達成率	有害大気汚染物質指針値を達成し維持します。		指針適合 4 地点 (100%) / 測定地点 4 地点	達成中。
地下水環境基準達成率	(概況調査 ^{*4})	地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。		環境基準適合 44 地点 (93.6%) / 測定地点 47 地点	概ね達成中。
	(汚染井戸周辺地区調査 ^{*5})			環境基準適合 4 地点 (100%) / 測定地点 4 地点	概ね達成中。
	(継続監視調査 ^{*6})			環境基準適合 19 地点 (38%) / 測定地点 50 地点	汚染が確認された井戸について、汚染がなくなったと認められる(5年間連續で基準適合)までは継続してモニタリング調査を行っています。
	(ダイオキシン類)			環境基準適合 1 地点 (100%) / 測定地点 1 地点	達成中。
	土壤環境基準達成率(ダイオキシン類)	土壤汚染に係る環境基準を達成し維持します。		環境基準適合 8 地点 (100%) / 測定地点 8 地点	達成中。
	土壤汚染環境基準達成率			要措置区域 4 地点、形質変更時要届出区域 4 地点(2015 年 3 月末現在)	有害物質を使用している特定施設に対して、構造基準を確認するなど汚染防止に向けた指導を行っています。また、区域指定された土地については、汚染の除去等の措置を指示するなど汚染の拡散防止に向けた指導を実施し、汚染の拡散がないことを確認しています。
め環境保全・都市づくり施設のための健康で安心して生活できる都市の推進	有害物質使用特定事業場 ^{*7} における新たな地下水汚染件数	有害物質使用特定事業場における新たな地下水汚染件数を 0 件とします。	有害物質使用特定事業場による新たな地下水汚染 0 件 (2015 年度)	達成中。	
	騒音環境基準達成率(一般環境)	騒音に係る環境基準を達成し維持します。	環境基準適合 5 地点 (100%) / 測定地点 5 地点	達成中。	
環境保全・創造活動の推進	環境関連施設利用者数	環境関連施設利用者数を当面 2006 年度に 140 万人とすることを目標とします。	【環境関連施設(環境プラザ、リサイクルプラザ、豊平川さけ科学館、円山動物園など 11 施設】 2006 年度 124 万人(完了)	2006 年度時点では 124 万人でしたが、各施設において来場者数増加に向けた取組や、学校における校外学習用モデルコースの設定など、引き続き環境関連施設の利用者数増加に向けた取組を実施しています。	
	学校における「エコライフレポート」の提出枚数(累計)	学校における「エコライフレポート」の提出枚数(累計)を、2010 年度に 54 万枚とすることを目標とします。	2010 年度累計 69 万枚(達成)	達成済み。	

	学校における「エコライフレポート」の児童・生徒の取組率	学校における「エコライフレポート」の児童・生徒の取組率を、90%以上とすることを目標とします。	2012 年度実績 91.1% (達成)	達成済み。
	環境教育・学習への取組状況	環境教育・学習への札幌における取組状況を的確に把握・評価するための手法や体制等を次期計画改定までに確立します。	各施策の取組状況などを評価・検証するため、札幌市環境教育基本方針推進委員会を設置し、環境教育の進捗管理を行っている。	今後、一層の環境教育の推進に向けて、環境教育基本方針の改訂を行います。
環境保全・企業創造活動団体等の推進	省エネ・省資源行動を実践している市民登録者数	省エネ・省資源を実践している市民の登録者数を、2006 年度に 10 万人とすることを目標とします。	【省エネ・省資源を実践している市民登録者数（エコライフ宣言者数）】 2006 年度末 127,742 人 (達成)	達成済み。
	エコライフ行動レポートの集計に基づき試算される CO ₂ 排出削減量	エコライフ行動レポートの集計に基づき試算される CO ₂ 排出削減量を、2010 年度に 4 万トンとすることを目標とします。	2010 年度累計 59,208 トン (達成)	達成済み。
	環境に配慮している事業所数	環境に配慮している事業所数を、2010 年度まで 2,000 件とすることを目標とします。	2010 年度 2,181 件 (達成) (2015 年度 2,160 件)	達成済み。
	環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや環境コミュニケーションの状況を的確に把握評価するための情報収集の体制等を次期計画改定までに確立します。	市民・企業・活動団体等における環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや市民・企業・活動団体等の環境コミュニケーションの状況を的確に把握・評価するための情報収集の体制等を次期計画改定までに確立します。	市内における環境イベント等の情報を北海道内の中間支援組織が運営する「環境☆ナビ北海道」にて発信しているほか、企業の環境配慮取組などを毎年環境報告書展で発信している。	左記のとおり。
寄環境術する全振産・興業創造技に	札幌独自の環境関連製品やリサイクル技術等の認定制度	札幌独自の環境関連製品やリサイクル技術等の認定制度を次期計画改定までに整備します。	市内企業等が実施する環境・エネルギー分野の技術・製品・システムの開発等に対し支援を行っている。	左記のとおり。

※1 平成 27 年 3 月に策定した「札幌市温暖化対策推進計画」において、新たに設定した目標です。

※2 上空オゾンの降下や、国外からの越境移流が主な原因と考えられます。

※3 平成 23 年 3 月に改定した「札幌市みどりの基本計画」の目標値より設定しています。

※4 概況調査とは、地域の全体的な地下水質の概況を把握するための調査です。

※5 汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するための調査です。

※6 繙続監視調査とは、汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査です。

※7 平成 24 年 6 月の「水質汚濁防止法」改正施行に伴い、有害物質使用特定事業場を目標に追加しています。

(2) 札幌市の環境に対する課題の整理

第1次環境基本計画における施策の体系毎の課題に加え、第2次環境基本計画で新たに掲載すべき課題についても整理を行いました。

<札幌市環境基本計画（第1次）の体系毎の課題>

地球環境保全のための施策	
地球温暖化の防止	ここ数年の札幌における温室効果ガス排出量は減少傾向がみられるが、札幌市温暖化対策推進計画の中期目標である 2030（平成42）年に1990（平成2）年比で温室効果ガス排出量を25%削減するためには、これまで以上の取組が必要であり、より積極的な対策を取る必要がある。
オゾン層の保護	市内の大気中フロン濃度については、現状では目標に達していないが、日本全体で見れば減少傾向にあることから、引き続きモニタリングを実施し、情報公開を行うことが必要。
環境保全・創造のための都市づくり施策	
エネルギーを有効に利用する都市の実現	温室効果ガス削減目標の達成のためには、徹底した省エネルギーの推進と大幅な再生可能エネルギーの導入が必要なことから、地球温暖化対策と同様、より積極的な対策を取る必要がある。
環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現	二酸化窒素に係る環境基準や低公害車の普及台数については目標を達成しているが、札幌市の二酸化炭素排出量の約3割が自動車等運輸部門から排出されていることから、次世代自動車の普及に努めるとともに、少子高齢化が進む中、自動車に頼らず暮らせるまちづくりを目指し、公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。
廃棄物の少ない都市の実現	平成21年7月から導入した家庭ごみ有料化等の施策により、札幌市の廃棄ごみ量は大幅に減少したものの、廃棄ごみの中にはいまだにリサイクル可能なものが含まれている現状を踏まえ、今後より積極的な対策を取る必要がある。 また、我々が住むこの北海道には、食料生産のための広大な大地や水、エネルギー、身の回りの物を作りだすための材料など、様々な資源を有している。その資源を無駄にすることなく、一人一人が自らの消費生活を意識し、持続可能な状態で活用することも必要である。
良好な水環境を保全する都市の推進	水質環境や地下水揚水量など、概ね目標を達成しているが、健康で安全に暮らせる環境を守るため、環境中のモニタリングの継続や、上水・下水における取組の推進を図る必要がある。
豊かな自然環境に包まれた都市の実現	豊かな自然環境を守るため、定山渓などの都市周辺の自然性の高い森林の保全や身近な自然の保全と活用、地域における生物多様性の維持を図る必要がある。
うるおいと安らぎのある都市の実現	多自然川づくりの整備延長やみどりの量など、概ね目標を達成しているが、第1次計画で目標に含めていなかった生物多様

	性の保全は地球規模での喫緊の課題であることから、次期計画において積極的に推進を図る必要がある。
健康で安心して生活できる都市の推進	<p>大気・土壌環境や騒音等の環境基準は概ね目標を達成しているが、一部目標を達成していない項目があることや、PM2.5や放射線等広域的な問題も顕在化してきていることから、健康で安全に暮らせる環境を守るためにモニタリングの実施や体制の整備を図る必要がある。</p> <p>東日本大震災や近年の異常気象の多発により、「安心・安全」という観点の重要性が高まっており、大気、水質、土壌等の環境において、化学物質等様々なリスクから人々の健康と生活を守る「安全」な環境の確保は、環境対策の基本であり、地球温暖化や廃棄物、自然共生といった分野における対策を進めるにあたっての前提となるものである。</p>
環境保全・創造活動の推進施策	
環境教育・学習活動の推進	エコライフレポートの提出枚数など、概ね目標は達成しているが、国連ESDやSDGs等の動向を踏まえると、環境教育の重要性は非常に高いことから、今後も一層の対策の推進を図る必要がある。
市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進	環境配慮行動を行っている市民の数や企業数は目標を達成しているが、本計画で掲げる目標達成のためには市民や事業者等の取組が重要であることから、さらなる実践を促すための仕組みづくりが必要である。
環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興	札幌市産業振興ビジョンにおいても、札幌市が取り組む重点分野の一つに「環境（エネルギー）」を位置付けており、環境産業のさらなる振興を進めるとともに、エネルギーの多くを輸入に頼る日本の経済に大きな影響を与えるエネルギーコストについて、今後の見通しが不透明な状況にあることから、今後、エネルギーの自立化や安定化、多様化を推進していく必要がある。

＜新たな課題及び重要な視点の整理＞

水素社会の実現	水素は、低炭素社会の実現に向けた重要なエネルギー源として期待されており、水素の製造過程において再生可能エネルギーを活用し、消費過程で燃料電池と組み合わせることで、エネルギーの製造と消費の両面において二酸化炭素を発生させないことから、今後、水素エネルギーの普及に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。
気候変動による適応対策（雪対策を含む）	<p>札幌市は、年降雪量が597cm（札幌管区気象台平年値）と雪がとても多く、全域が豪雪地帯として指定された世界でも類を見ない都市である。</p> <p>北海道全域においては、ここ数年、爆弾低気圧の発生数が増加しており、気候変動に伴う今後の増加についても懸念されている。また雪は我々の暮らしと密接に関わっており、札幌の文</p>

	化や観光資源としても捉えられていることから、今後、大雨や豪雪等、気候変動の影響にも対応していく必要がある。
人口減少や少子高齢化を見据えた対策の推進	人口減少や少子高齢化は、リサイクルやまちの美化活動などの地域の環境活動の担い手の減少や、環境活動を通じたコミュニティの衰退に繋がる恐れがあることから、人口減少・少子高齢化対策も見据えた環境保全活動の推進等を図っていく必要がある。
環境保全を通じた地域コミュニティの活性化	環境保全対策を効果的に進めていくためには、直接的な環境対策だけではなく、それを支えるための市民に向けた環境教育や、副次的効果としての経済活性化やコミュニティの活性化に繋げていくことが重要である。
道内連携の推進	人口減少や少子高齢化が進むことが懸念される中、市内だけではなく様々な主体と連携することで、札幌市の将来を担う人材の育成や、その人材を通じた地域活動等の活性化、技術開発を通じた積雪寒冷な気候を活かした新たな環境ビジネスの創出や市場化を行う等、より一層の環境対策の推進を図っていくことが必要。

(3) 課題を踏まえた今後の対策に向けた考え方

上記(2)で整理した課題項目毎に今後の考え方を整理し、各課題項目を新たに5つの施策体系に分類しました。

<施策体系設定にあたっての視点>

- ・空気、水、土、気候など、人間や生物が生活する上での基本となる環境保全に関わるもの
⇒ 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現
- ・人間の活動によるもののうち、環境への影響が大きいエネルギーの消費、廃棄物に関わるもの
⇒ 低炭素社会の実現、循環型社会の実現
- ・動植物等の生物の保全や人との共生に関わるもの
⇒ 自然共生社会の実現
- ・上記の環境保全を効果的に推進していくためのもの
⇒ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

第2次計画の施策体系と施策項目

施策体系	札幌市の環境に対する施策項目
健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な大気、水、土壤その他の環境の確保 ・積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策
積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・水素エネルギーの活用
資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進 ・資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進 ・災害廃棄物の対策や自治体間での連携

都市と自然が調和した自然共生社会の実現	・生物多様性の保全
	・水やみどりの活用、ふれあいの促進
	・生物多様性にも配慮した良好な景観の形成
環境施策の横断的・総合的な取組の推進	・幅広い世代への環境教育・学習の推進
	・環境側面からの経済振興
	・環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進
	・道内連携、様々な主体との連携の推進

後述する「札幌市の環境に対する課題」を今後効果的に解決していくために、上表の施策体系を、「5本の施策の柱」として整理していくものとします。

(4) 新たな施策体系における基本的な取組の姿勢

(3)項で整理した第2次計画の施策体系における基本的な取組の姿勢を下記に示す。

施策体系	取組の姿勢
①健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	・健康で安全に暮らせる環境基盤を構築するため、大気・水質・土壌等の環境を良好な状態で維持させるとともに、騒音や悪臭等への対応や、冬季に安全に暮らし、災害にも強いまちづくりを進めるなど、各種環境基準の順守や有事の際に迅速な対応が取れるような備えを行う。
・良好な大気、水、土壌その他の環境の確保	・より良い大気環境を目指し、自動車による大気汚染・騒音の低減や微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度時の対応や監視体制の充実、アスベスト使用建築物への対応、化学物質による大気汚染の防止など、様々な対策に取り組む。 ・水環境の保全については、各種モニタリングの実施等、水質環境の監視体制を充実させるとともに、工場に対しては、排水に係る適正処理の指導等により河川や地下水汚染の未然防止を図る。また、日常生活や事業活動等における配慮を促進するため、親しみのもてる水辺環境の推進を図ることで、市民、事業者等の意識の醸成を図る。 ・土壤汚染については、工場等に対して各種基準の順守を徹底させる等、未然防止対策を図るとともに、汚染が見られる土地については、所有者による適正管理の推進を図る。 ・年間100件にも及ぶ建設工事に係る騒音苦情に対する対応や、ボイラーの排気音及びエアコン等の室外機からの低周波音など近年多様化している生活騒音に係る相談への対応を進める。
・積雪寒冷な地域特性も踏まえた気候変動に対する適応対策	・今後想定される大雨や大雪への対応に加え、災害等による停電等熱源停止時を想定したエネルギー確保に関する対策等、気候変動にも適応したまちづくりを推進する。
②積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化による気温上昇をできる限り抑えるため、冬期間に大量に消費する暖房エネルギーの削減や、自動車依存の生活からの脱却を図るとともに、太陽光や木質バイオマス等による再生可能エネルギーを普及させることで、積雪寒冷地に適した低炭素社会の構築を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した省エネルギー対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房エネルギーを削減するため、高断熱・高気密な住宅・建築物を普及するとともに、高効率な空調、給湯設備を普及させるなど、徹底したエネルギー削減を図る ・公共交通機関等の利用促進など、自家用車に頼らない移動を推進するとともに、自動車の利用にあたっては、次世代自動車への転換促進等、燃費の向上に向けた取組を推進する。 ・エネルギーを効率的に活用するため、エネルギー効率の高い分散電源の導入やエネルギー・マネジメント、地域熱供給ネットワークの強化など、まちづくりの中での省エネルギーの推進を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入拡大を進めるため、太陽光発電や水力発電、また、北海道の豊富な森林を活用した木質バイオマスの導入促進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・水素エネルギーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池の普及を進めるとともに、再生可能エネルギーによって製造された水素の利活用を推進する。
③資源を持続可能に活用する循環型社会の実現		<ul style="list-style-type: none"> ・限りある資源を持続可能に活用し、循環型社会を実現するため、2R（リデュース、リユース）を優先して3Rを推進し、持続可能な形での資源の利用を推進する。 ・札幌は、北海道における大消費地であることを踏まえ、市民や事業者に対して、消費活動への自覚の保持や、生産から廃棄までの過程に対する責任ある行動の促進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のさらなる減量に向けた2Rの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底等の取組に加え、市民や事業者意識のさらなる醸成等により、廃棄物の発生・排出抑制を図るとともに、事業者に対しては、拡大生産者責任としてのサプライチェーンにおける資源消費量の抑制を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を有効に活用するリサイクルや廃棄物の適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底と適正処理についての普及啓発を行うとともに、不適正処理防止や産業廃棄物の適正処理に向けた対策を推進する。 ・集団資源回収等、再生資源の利用促進に向けた取組を推進するとともに、廃棄物を利用したエネルギーの有効活用を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時廃棄物の対策や自治体間での連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における廃棄物処理の広域連携を進めるとともに、災害廃棄物処理に関する近隣市町村との連携を推進する。
④都市と自然が調和した自然共生社会の実現		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全に対する愛知目標が採択されるなど、地球規模での課題となっている生物多様性の保全を本計画に位置付け、その取組を重点的に進め、自然と調和した魅力あふれる都市を実現する。 ・生物の生息・生育環境として、市の南西部に広がる山間部の森林を適切に保全するとともに市街地の河川や都市公園などの身近なみどりの保全と創出、山間部と市街地をつなぐ市街化調整区域の農地などの二次的な自然環境の保全により、札幌の魅力を向上させていくほか、市民などとの協働により、自然とふれあう機会の創出を進めていく。 ・野生生物との共生をめざし、野生動物とのあつれきの軽減対策を実施する。 ・市民・事業者の生物多様性に対する認知度の向上、及び課題解決の基礎となる動植物データや科学的知見の集積を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者による生物多様性に対する理解の向上と生物多様性に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を推進する。 ・札幌市に生息・生育する動植物に関する情報や科学的知見の蓄積を図り、生態系に応じた保全の推進を図るとともに、希少種保護や、外来種防除のための対策を進める。 ・札幌は、森林と市街地が隣接していることを踏まえ、野生生物とのあつれき軽減に向けた取組の推進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・水やみどりの活用、ふれあいの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者等との協働により、森林や水辺などを活用した水やみどりと触れる機会の創出を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性にも配慮した良好な景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等の様々な設備の導入にあたっては、地域の景観に配慮するとともに、良好な景観形成の取組推進にあたっては、生物多様性の保全にも配慮する。
⑤環境施策の横断的・総合的な取組の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策を促進していくため、より一層、市民や事業者等による環境保全活動を促すような取組の推進を図る。 ・持続可能に発展するまちづくりを進めるため、ESD の観点からの環境教育の推進や、環境保全対策を通じたコミュニティの活性化や経済の活性化を促すこと等によって、環境施策のより効果的な推進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代への環境教育・学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報や活動内容を収集し、広く発信するとともに、環境教育を担う人材の育成や、市民・事業者等との協働による環境教育等の促進を図る。 ・企業の CSR 活動としての環境教育の推進や、様々な主体の連携や協働を進めるための仕組みづくり等を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境側面からの経済振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境」や「持続可能」を軸とした経営を行う企業の推進と支援を推進する。 ・特に都心部においては、ICT を活用したエネルギーの効率的な利用推進を図る。 ・未来エネルギーとして期待される水素エネルギーの普及のため、水素関連技術・製品の普及と利用拡大を推進する。 ・札幌の豊かな環境や特徴を活かした国内外への PR 活動やイベントの開催等を通じて、札幌の魅力の向上を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を通じたコミュニティの活性化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策に資する地域活動への支援等を行い、地域活動を行う機会を拡大するとともに、実施主体の育成を行う。 ・幅広い世代が参加できる活動の機会を創出することで、世代間のコミュニケーションを図る場を創出する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道内連携、様々な主体との連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内事業者への活動支援や自然学習等の共同実施等により、他自治体との連携を推進する。 ・道内全体のエネルギーサプライチェーンの構築に向け、道内市町村や事業者との連携を図る。 ・環境関連分野におけるノウハウの共有や人材・技術提供を進めることで、新たな環境産業の構築に寄与する取組を進める。 ・「世界冬の都市市長会」等のネットワークの活用や、海外への道内技術の展開を推進等により、国際的なネットワークの拡大を図る。

2. 計画策定にあたっての市民等意見

(1) 第 10 次札幌市環境審議会

本計画の検討にあたっては、第 10 次札幌市環境審議会へ諮問を行い、計画内容について多くの議論を行い、下記のとおり答申を受けた。

<審議会の体制>

第 10 次札幌市環境審議会の本体会議の下部組織として、地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に対する検討を行う「環境問題対応部会」と、環境保全対策を通じて地域コミュニティの活性化や産業振興に繋がる事項について検討を行う「環境保全対策を通じたまちづくり検討部会」を設置し、検討を行ったほか、答申（中間答申及び最終答申）の検討を行う「起草委員会」を設置して議論を行った。

<審議経過>

開催日	会議名・議題
平成 28 年 2 月 10 日	第 10 次札幌市環境審議会第 1 回会議 ・会長・副会長の選出について ・第 2 次札幌市環境基本計画の策定について（諮問）
平成 28 年 5 月 18 日	第 10 次札幌市環境審議会第 2 回会議 ・第 1 次札幌市環境基本計画の進捗状況について ・第 2 次札幌市環境基本計画の目標年次について ・第 2 次札幌市環境基本計画検討に向けた進め方について ・札幌市温暖化対策推進計画の進捗状況について
平成 28 年 6 月 23 日	環境保全対策を通じたまちづくり検討部会第 1 回会議 ・環境保全を通じたまちづくり分野への貢献及びそのための取組について（環境教育、コミュニティ、少子高齢化分野等）
平成 28 年 6 月 30 日	環境問題対応部会第 1 回会議 ・個別の環境分野（温暖化、エネルギー、雪、廃棄物等）における将来像及び取組の方向性について
平成 28 年 7 月 20 日	環境保全対策を通じたまちづくり検討部会第 2 回会議 ・環境保全対策を通じた経済・社会への貢献について ・環境保全分野における道内連携について ・環境保全対策を通じた健康・安全の確保について
平成 28 年 8 月 2 日	環境問題対応部会 2 回会議 ・札幌市における生物多様性保全の推進について ・札幌市における大気・水環境保全の推進について ・低炭素型モビリティの推進及び水素社会形成に向けた取組について ・分野横断的な環境保全対策について
平成 28 年 9 月 13 日	第 10 次札幌市環境審議会第 3 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画の策定に向けた経過について ・第 2 次札幌市環境基本計画骨子（たたき台）について ・環境首都 SAPPORO（仮）の目指す姿について ・第 2 次札幌市環境基本計画における施策の柱について ・市民意見の反映方法について（市民ワークショップ、実践者ワークショップ、外国人グループインタビュー等）

平成 28 年 10 月 18 日	環境問題対応部会 3 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画における将来像と施策の柱について ・第 2 次札幌市環境基本計画における分野別の施策の方向性について
平成 28 年 10 月 18 日	環境保全対策を通じたまちづくり検討部会第 3 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画における将来像と施策の柱について ・第 2 次札幌市環境基本計画における分野別の施策の方向性について
平成 28 年 12 月 14 日	第 10 次札幌市環境審議会第 4 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画の策定に向けた経過と今後の予定について ・第 2 次札幌市環境基本計画骨子（案）について ・起草委員会の設置について ・市民ワークショップについて
平成 29 年 3 月 7 日	第 10 次札幌市環境審議会第 5 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画骨子と中間答申（案）について ・第 2 回市民ワークショップ結果（概要）について
平成 29 年 3 月 29 日	第 2 次札幌市環境基本計画の策定に係る中間答申手交式
平成 29 年 5 月 15 日	第 10 次札幌市環境審議会第 6 回会議 ・第 2 次札幌市環境基本計画 素案について ・今後のスケジュールについて ・札幌市温暖化対策推進計画の進捗報告について
平成 29 年 7 月 5 日	第 10 次札幌市環境審議会第 7 回会議 ・第 2 次札幌市環境計画素案（最終答申）について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 8 月 3 日	第 2 次札幌市環境計画の策定に係る最終答申手交式
平成 29 年 11 月 27 日	第 2 次札幌市環境基本計画案について（報告）

(2) 市民等ワークショップの開催

◆開催目的

環境に関する札幌の将来イメージや重要と思われる取組について市民からアイディアを出してもらい、その結果を第2次札幌市環境計画で検討する将来像や具体的な施策に反映させることを目的として実施しました。

◆開催日時

幅広い世代が参加しやすいよう土曜日開催とし、下記の日程で開催しました。

回数	開催日時	開催場所
1回目	平成28年9月10日(土)	北海道大学学術交流会館 第1会議室
2回目	平成29年2月18日(土)	北海道大学学術交流会館 第1会議室

◆参加者

住民基本台帳の中から年齢、性別、居住地を考慮して各回4,000人を抽出し、参加案内を行ない、応募者の中から抽選を行い、参加者を決定しました。

回数	参加案内	応募者	参加決定者	当日参加者	当日 グループ数
1回目	4,000	129	85	67	12
2回目	4,000	111	111	63	15

◆テーマ

各回では以下のテーマで意見交換をしました。意見交換前には、意見交換に必要な情報・データ等を情報提供しました。

回数	テーマ
1回目	<ul style="list-style-type: none">・環境首都・SAPPORO（仮）を目指す姿のイメージ 2050年に環境首都 SAPPORO のイメージについて自由に意見を出してもらつた。・環境首都・SAPPORO（仮）を目指す姿の実現に向けた取組内容 12グループを4つのテーマに分け、大切な取組、取り組めるアイディアなどを出してもらい、その後シール投票によりアイディアの重み付けを行いました。
2回目	<ul style="list-style-type: none">・環境基本計画の将来像をもっとわかりやすくするために 第2次札幌市環境基本計画（案）の将来像について、足りない視点や市民にとってわかりやすく、また親しみやすくするためにはどのような修正が必要は意見交換した。・スーパー札幌人に近づくために 2050年の将来像が実現した都市で生活している人々を「スーパー札幌人」と仮定し、2050年のるべき姿を見据え、彼らの生活に近づくために現在から2030年までの段階的な取組について意見交換した。・スーパー札幌人に近づくためにできること 意見交換を踏まえ、未来の自分への公約として、スーパー札幌人に近づくために自分でできること、今後やってみたいことを記入した。

(3) パブリックコメント・キッズコメント

◆意見募集期間

◆配布場所

◆開催結果

提出意見者

提出意見数

3. 札幌市環境基本条例

(平成 7 年 12 月 13 日条例第 45 号 改正 平成 11 年 10 月条例第 39 号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第26条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第27条・第28条）

第4章 環境審議会及び環境保全協議会（第29条・第30条）

附則

札幌は、我が国有数の大都市であるが、幸いにして、南西部に広がる森林地帯に代表されるように極めて豊かな自然に恵まれている。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい寒さを特徴とした札幌の気象は、鮮明な四季の移り変わりがみられ、私たちにすばらしい季節感を与えてくれる。

札幌は、北方圏の拠点都市として高度な機能を備えた都市づくりが進められてきた。その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなった。

しかし、都市化に伴う人口の集中や産業の集積などによって、資源やエネルギーが大量に消費され、私たちの身近な環境に様々な影響が及ぶこととなり、更には私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

人間は、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。私たちは、地球環境の保全の観点から生活のあり方を見直さなければならないという人類共通の課題に直面している。

恵まれた身近な環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、これを良好な状態で将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。

私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、国内外の多様な歴史と文化を有する人々とも互いに協力し合い学び合って、環境の保全に努めていかなければならない。

このような認識の下、札幌市に集うすべての人々の参加により、良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(4) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(5) 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。

(6) エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。

(7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 環境の保全に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(札幌市環境白書)

第9条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全を図るため必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設及び地域冷暖房施設その他の環境の保全に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民及び事業者の参加の機会の確保)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第18条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の支援)

第19条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第 22 条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査研究を実施するとともに、技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 24 条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 25 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全に資するための活動を市民及び事業者とともに推進するための体制を整備するものとする。
(財政上の措置)

第 26 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 27 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 28 条 市は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会及び環境保全協議会

(環境審議会)

第 29 条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者

(4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全協議会)

第 30 条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 30 条の規定及び次項中札幌市公害防止条例（昭和 47 年条例第 28 号）第 12 条の改正規定は平成 8 年 6 月 1 日から、第 29 条の規定、次項中札幌市公害防止条例の目次の改正規定、同条例第 16 条第 2 項の改正規定（「札幌市公害対策審議会」を「札幌市環境審議会」に改める部分に限る。）及び同条例第 4 章の改正規定並びに附則第 3 項の規定は平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 札幌市公害防止条例の一部改正（省略）

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部改正（省略）

附 則（平成 11 年条例第 39 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 省略

4. 「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール、ターゲットと5つの柱との関係

「持続可能な開発目標（SDGs）」における17のゴール、169のターゲットと、5つの柱における取組との関連を以下の表にまとめた。

		健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現	積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現	資源を持続可能に活用する循環型社会の実現	都市と自然が調和した自然共生社会の実現	環境施策の横断的な取組の推進
目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる End poverty in all its forms everyone						
1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。						
1.2	2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。					
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。					
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。					
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に曝露や脆弱性を軽減する。					
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。					
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。					
目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture						
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。					
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成する。					

	成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。				
2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。				
2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるよう、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。				
2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。				
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。				
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。				
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。				

目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。				
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死を根絶する。				
3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。				

3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。					
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。					
3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。					
3.7	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。					
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。					
3.9	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	○		○	○	
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	○				
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。					
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。					
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。					
目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all						
4.1	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようとする。					
4.2	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようとする。					

4.3	2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。					<input type="radio"/>
4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。					<input type="radio"/>
4.5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。					
4.6	2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。					
4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。					<input type="radio"/>
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。					
4.b	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。					
4.c	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。					
目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う Achieve gender equality and empower all woman and girls						
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。					
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。					
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。					
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。					

5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。					
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。					
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各國法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。					
5.b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。					
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。					
目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all						
6.1	2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	○			○	
6.2	2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	○			○	
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	○		○	○	
6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	○			○	
6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	○				
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	○			○	
6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	○		○		
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	○				○
目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all						

7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギー・サービスへの普遍的アクセスを確保する。	○	○			
7.2	2030 年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。		○			
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。		○			
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	○	○			○
7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。		○			○
目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する						
Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all						
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ。					○
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。					○
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。					○
8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。			○		○
8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。					
8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。					
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。					

8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。					
8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。					○
8.1	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。					△
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF) などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。					△
8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。					
目標 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摶的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation						
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。	○	○	○		○
9.2	包摶的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。					
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。					
9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	○	○	○	○	○
9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる。					
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。					

9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。						○
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。						
目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する Reduce inequality within and among countries							
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。						
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。						
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。						
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。						
10.5	世界金融市场と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。						
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。						
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。						
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。						
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。						
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。						
目標 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable							
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。		○				

11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	○	○			○
11.3	2030 年までに、包摶的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摶的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	○	○	○	○	○
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。					
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	○				○
11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	○		○		
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摶的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	○			○	
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	○			○	○
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	○	○	○	○	○
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。					
目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する Ensure sustainable consumption and production patterns						
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。			○		○
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。		○	○		○
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。			○		○

12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。			<input type="radio"/>		
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。					<input type="radio"/>
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。					<input type="radio"/>
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	<input type="radio"/>				
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。					
12.b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。					<input type="radio"/>
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を抑制する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。					

目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

Take urgent action to combat climate change and its impacts

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	<input type="radio"/>				
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。					

13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。					
------	--	--	--	--	--	--

目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○	○	○	
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。				
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	○	○	○	
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。				
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。				
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。				
14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。				
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。				
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。				

14.c	「我々の求める未来」のパラ 158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。					
目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する						
Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss						
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	○	○		○	○
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。		○		○	○
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	△			△	
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。				○	
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。				○	
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。					
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。				○	
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。				○	
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。				○	
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。					○
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国へ		○		○	○

	の十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。					
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。				○	○
目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する						
Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels						
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。					
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。					
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。					
16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。					
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。					
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。					
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。					
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。					
16.9	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。					
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。					
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。					
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。					
目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する						
Strengthen the means of implementation and revitalize the Global Partnership for Sustainable Development						
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。					

17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ~0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。			
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。			
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。			
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。			
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。			△
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。			○
17.8	2017 年までに、後発開発途上国そのための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。			○
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力を通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぶった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。			△
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。			
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。			
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。			

17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。					
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。					△
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。					
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。					○
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	○	○	○	○	○
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。					
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。					